

主 張

道徳教育の充実に向けて

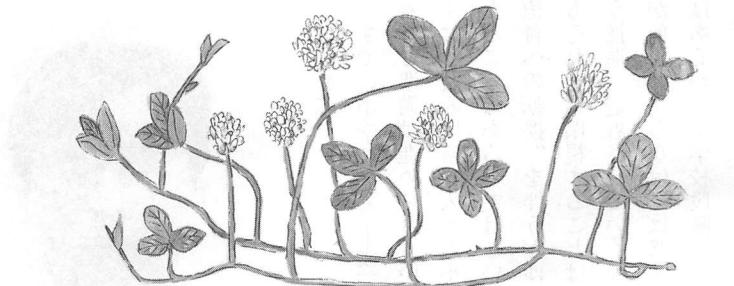
刈 谷 好 孝

平成二十七年三月二十七日の学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部改正の告示により、小学校では平成三十年度から、中学校においては平成三十一年度から、「特別の教科 道徳」として、改められることになった。

今回の改正までに、個々の生徒の道徳的心情や判断力などの道徳性を把握し、それを評価することは難しいのではないかなどの懸念する声もあつたと思われるが、生徒の人間的な成長を見守り、生徒自身が自己のより良い生き方を求めていく努力を評価し、それを勇気付けるものになつていている。

「特別の教科 道徳」の目標は、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考え方を深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」となつていて。

つまり、道徳教育の要として「特別の教科 道徳」として位置付けられ、特別活動や教科等と関連を図りながら教育活動全体を通して、道徳教育の推進に向けた取組が計画的・



発展的に指導が行われてゐるか、今まで以上に校長のリーダーシップが求められる。

高知県においては、教育大綱・第二期高知県教育振興基本計画を基に、「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かつて羽ばたく子どもたち」の育成に向けた取組が二年目となり、高知県小中学校長会としては、高知県教育委員会、市町村教育委員会と連携を密にして、活動方針の一つに、児童・生徒の健全育成の推進を掲げ、道徳教育を重視し、心の教育を一層推進して豊かな心を育むとともに、校内暴力やいじめ、不登校など生徒指導に関する課題解決を図り、児童・生徒一人一人の自己実現を目指す健全育成の充実・推進に努め、本県の子どもたちの成長に向けた取組を積極的に進めて行かなければならない。

また、それぞれの学校においては、目指す生徒像を明らかにし、道徳教育推進教師を中心とした校内推進体制を確立し、道徳教育を進めることができるよう、教務主任や研究主任などと緊密な連携を図つて取組を進めていくことが大切であり、それと同時に、校内研修年間計画を立てて必要がある。

このようなことを踏まえ、我々校長は、学校教育が長年培つてきた、変化の激しい社会を生きるために、必要な力である「生き抜く力」や、これまで重視してきた、知・徳・体のバランスのとれた生徒の育成ということの意義を再確認する必要があると考える。